

令和8年10月改訂

【相模原市ふるさと納税】

返礼品ご登録のお願い

相模原市 市長公室
ふるさと納税推進室



①返礼品登録のメリット

インターネットを活用した、
商品・サービスのPRを無料で行うことができます！

* 返礼品登録やポータルサイト掲載に係る費用は一切かかりません。

(ふるさとチョイスへの掲載イメージ)



②返礼品の要件

下記すべてに該当する商品・サービス等

1 国が定める『地場産品基準』のいずれかに該当するもの。

【地場産品基準（一例）】

- ・相模原市内で生産されたもの
- ・返礼品の原材料の主要な部分が相模原市内で生産されたもの
- ・返礼品の製造、加工その他工程のうち主要な部分を相模原市内で行っているもの
- ・相模原市内で提供されるサービス など

2 飲食物については、**寄附者に到着後5日以上**の消費期限が保証されるもの。（ただし、生鮮食料品等の鮮度が高く要求される商品についてはこの限りではない。）

3 相模原市内で提供されるサービス（施設利用券・イベント体験券など）については、**有効期限が発行日から6か月以上**であるもの。



③留意点

- 1 返礼品の商品価格は、法律上、寄附金額の30%以下と定められています。
- 2 返礼品の商品価格を事業者様にご提示いただき、提示していただいた商品価格から寄附金額を市が設定します。
*詳しくは、別紙「返礼品価格の設定について」をご覧ください。
- 3 金銭類似性の高いもの（プリペイドカード等）は返礼品として選定することができません。



④返礼品提供事業者の選定基準

返礼品提供事業者は、次の要件を全て満たす方とします。

- 1 原則として、本社、事業所、支店、販売店、事務所、生産場所（原材料の栽培圃場を含む）等が市内に存する法人、団体又は個人事業者であること。
- 2 市税を滞納していないこと。
- 3 事業者が個人である場合にあっては、その者が、相模原市暴力団排除条例（平成23年相模原市条例第31号。以下「条例」という。）第2条第4号に規定する暴力団員等と認められないこと。
- 4 事業者が法人等である場合にあっては、条例第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等と認められないこと。
- 5 事業者が条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められるものでないこと又は事業者の支店若しくは営業所の代表者が暴力団員等と密接な関係を有すると認められるものでないこと。
- 6 インターネット環境及び電子メールを使用できる環境を有し、市の委託事業者が提供する寄附管理システムを利用した返礼品の受注管理が可能であること。
- 7 寄附者から返礼品に関する苦情があった際、誠意のある対応を行うことが可能であること。
- 8 個人情報保護法及び関係法令等を遵守し、個人情報を適切に取り扱うことができること。
- 9 本市が求める場合に、返礼品の商品価格等の妥当性を示す資料を提出できること。
- 10 返礼品として応募する商品の製造者以外が応募者となる場合は、事前に製造者の同意を得ていること。



⑤返礼品登録までの流れ

1 返礼品登録に関するお問い合わせ

市ふるさと納税担当か株式会社JTＢ（本市ふるさと納税中間事業者）
へ一度お問い合わせください。

担当よりご提出いただく書類のご案内をさせていただきます。

【提出書類】

ア「事業者情報リスト」 イ「掲載用商品情報」 ウ「商品画像」
エ「返礼品提供に関する誓約書」 オ「ふるさと納税返礼品に係る証明書」 等

※証明書は、製造に係る返礼品のみ

2 返礼品登録にかかる確認

返礼品登録の受付は随時受け付けます。提出書類をもとに、返礼品の要件
を満たしているか市が確認し、総務省へ地場産品基準の確認を申請します。

3 返礼品の提供開始

ふるさと納税ポータルサイトのページを中間業者が作成し、作成したページ
の内容を市と事業者様で確認後、返礼品の提供開始となります。



⑥自動WEB出荷サービス



本市では自動WEB出荷サービスの利用をオススメしています。

1 自動WEB出荷サービスとは…

ヤマト運輸、佐川急便、日本郵便による返礼品のWEB出荷対応サービス

＊返礼品について、

『①大きさ（縦・横・高さの合計）が200cm以上』か

『②重量が30Kgを超える場合』のいずれかに該当する場合、当該サービスの利用はできません。

2 自動WEB出荷サービス利用のメリット

ア 返礼品提供事業者による送料一時立替が不要

＊自動WEB出荷サービスを利用しない場合、返礼品発送時の送料を事業者様に立替えていただきます。

（後日、寄附金額に応じた送料補償（500円～2,000円）をお支払します。）

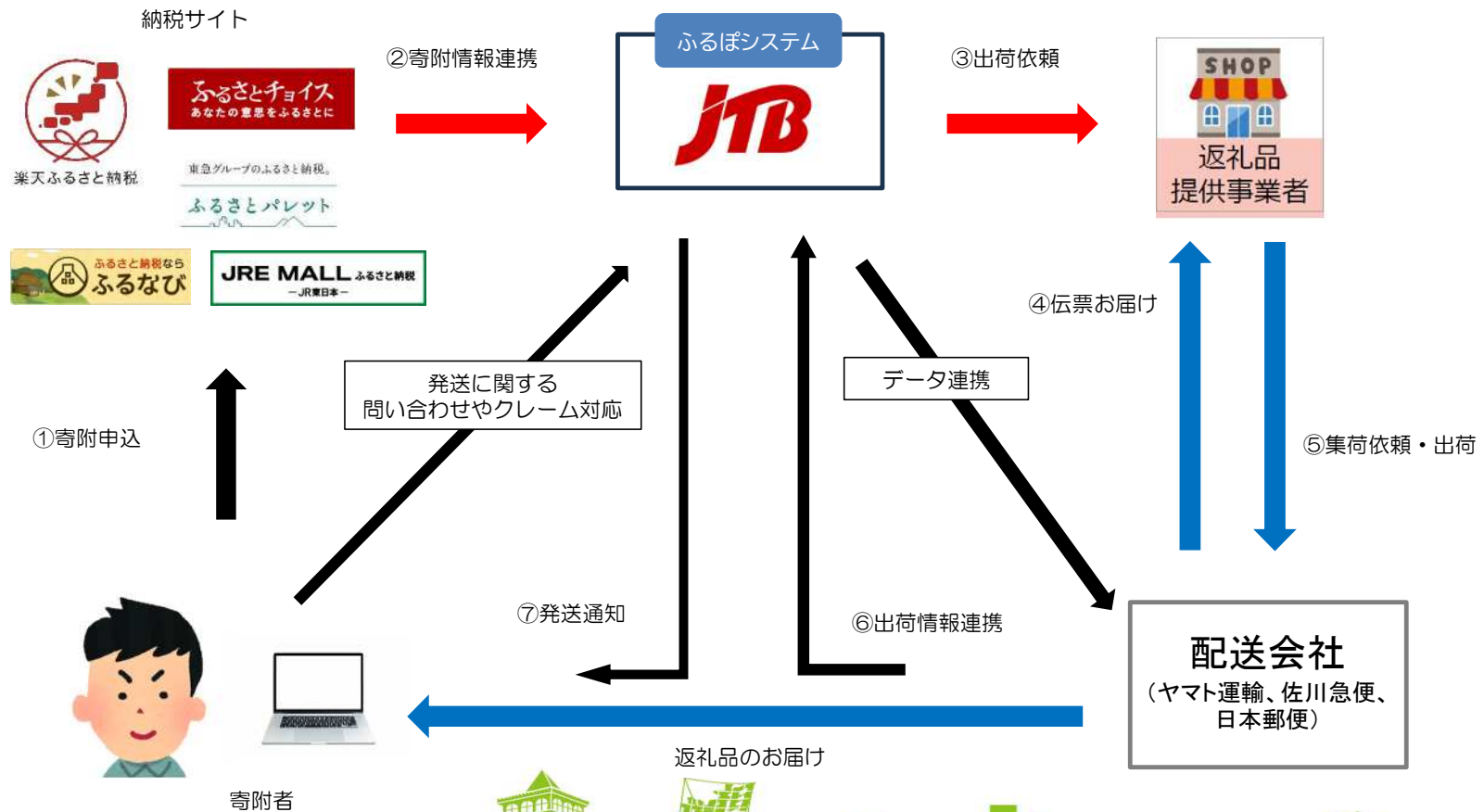
イ 発送伝票の作成が不要

ウ 寄附管理システム（ふるぽシステム）への出荷報告不要



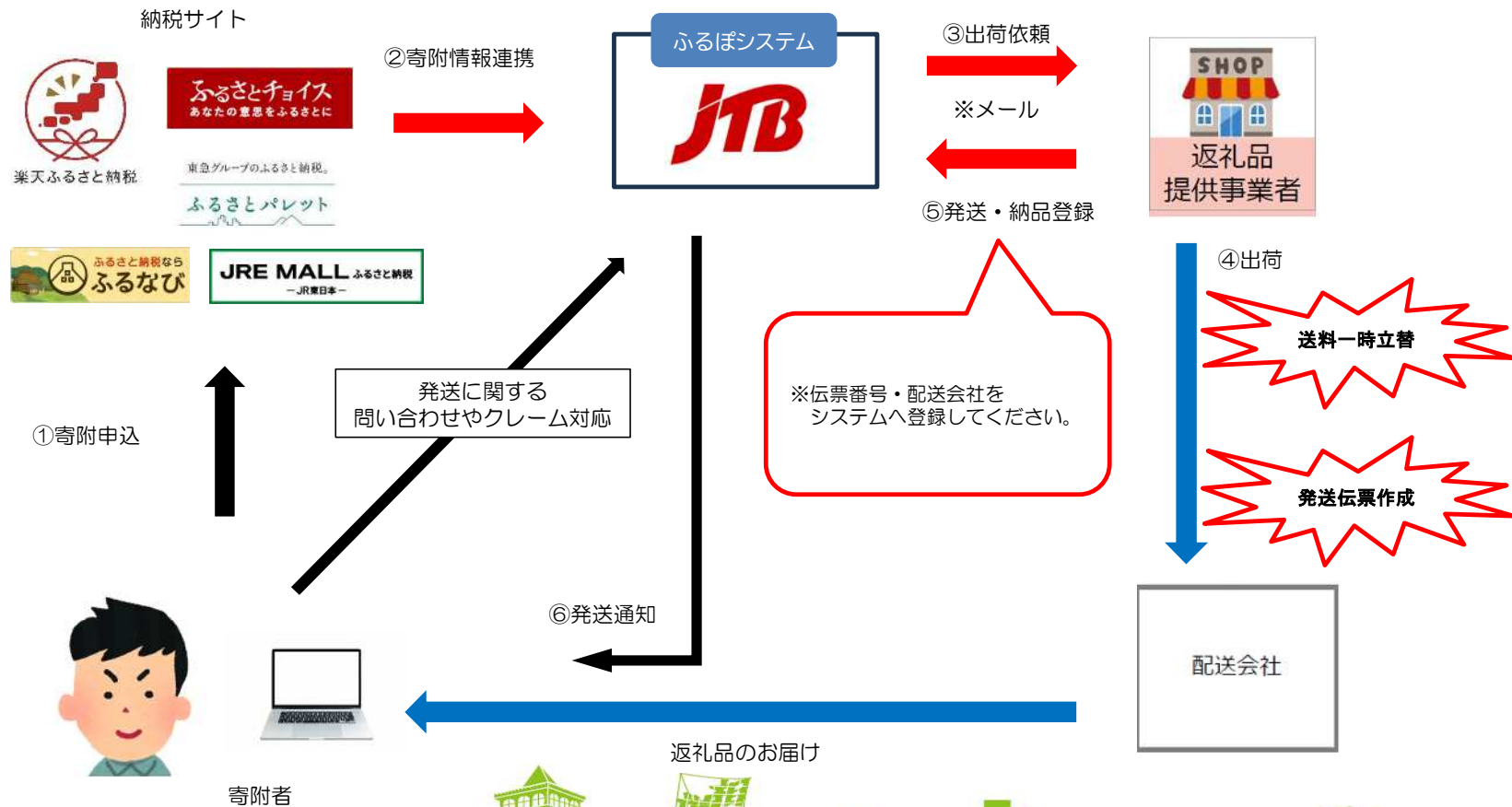
⑦受発注の流れ

(SCMサービス利用する場合)



⑦受発注の流れ

(SCMサービス利用しない場合)



⑧返礼品費用の支払い

- 1 返礼品を納品した月を起点として、本市中間事業者の(株)JTBより返礼品費用を翌月25日に振り込みます。

※休日の場合は前営業日

※(株)JTBが支払う際の振込手数料については(株)JTBが負担いたします。

※自動WEB出荷を利用しない事業者様には、寄附金額に応じた送料補償（500円～2,000円）を返礼品費用と合わせて振り込みます。

- 2 寄附金額に応じた送料補償は以下のとおりです。

寄附金額が5,000円以上10,000円未満の返礼品：500円

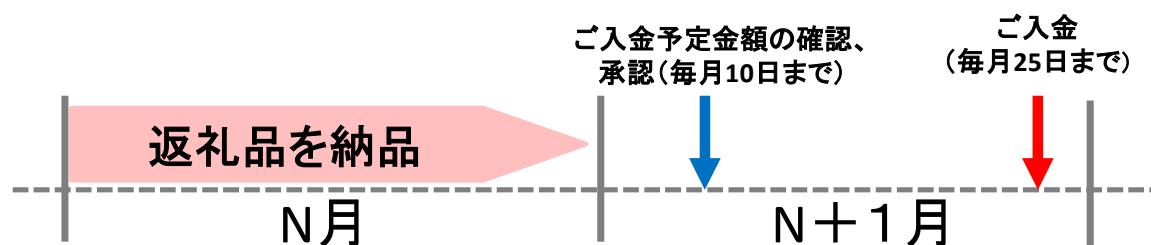
寄附金額が10,000円以上20,000円未満の返礼品：1,000円

寄附金額が20,000円以上の返礼品：2,000円



⑧返礼品費用の支払い

- 3 返礼品を納品した翌月4日から10日頃までに、振込金額を寄附管理システム（ふるぽシステム）より確認処理をお願いします。



お問合せ先

皆様からの素敵なお提案をお待ちしております！
ご不明な点等ございましたらお気軽にお問合せ下さい。

相模原市 市長公室 ふるさと納税推進室

〒252-5277

相模原市中央区中央2-11-15

TEL：042-707-7045

メール：kifu@city.sagamihara.kanagawa.jp

【本市ふるさと納税 中間事業者】株式会社JTБ ふるさと開発事業部

〒530-0004

大阪市北区堂島浜1-1-27 大阪堂島浜タワー6階

TEL：050-1732-4570（代表）

メール：furusato-tax@jtb.com

※メールでご連絡をいただく際は、件名の先頭に【相模原市】を入れてください。

